

# 議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成30年2月14日

亀山市議会

## 議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成30年2月14日(水) 午前9時59分～午前11時27分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員 副 部 会 長 森 美和子  
部 会 員 今岡翔平 高島 真 中村嘉孝  
会 長 西川憲行  
副 会 長 岡本公秀
- 4 欠席会員 部 会 長 服部孝規
- 5 事務局 事務局 長 草川博昭 議事調査室長 渡邊靖文  
高野利人
- 6 案 件
  1. 第50回検討部会の確認事項について
  2. 議会改革白書2018への掲載内容の確認について
  3. 議題
    - (1) 新たな項目の必要性について検討
    - (2) 長期欠席者への対応について
    - (3) 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
  4. その他
- 7 経 過 次のとおり

午前9時59分 開会

○副会長（森 美和子君） 皆さん、おはようございます。

本日は、服部部長が病気により欠席のため、副会長の私が部会長の職務を行います。

それでは、議会改革推進会議第51回の検討部会を開会します。

まず初めに、第50回の検討部会の確認事項について事務局より説明をお願いします。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） 皆さん、おはようございます。

それでは、事項書に基づきまして、第50回の検討部会の確認事項についてということでございます。

まず、1項目めの新たな項目の必要性について検討ということで、これについては従前から議決項目の追加について検討をさせていただいておる案件でございますが、前回の検討部会におきまして、まずもって都市マスタープラン、これについて議決事件として上げていこうということでご確認をいただいております。これにつきましては、根拠といたしましては議員全員にとりましたアンケート、これで多くの議員からその必要性があるという回答を得ておるということと、その中でも過半数を超えておるというあたりを根拠に議決事件としていこうということで確認をいただいております。

続きまして、2項目めの長期欠席者への対応についてでございます。これも従前から議論をいただいておりますけれども、これにつきましては、最終、佐賀県の10市が統一した見解を持って条例の改正、あるいは制定をしておるということで、それらとの比較検討を前回しております。そして、議論をさせていただきました結果、宿題を幾つか頂戴もしておりますので、きょうの議題としてその部分については、この後議論をしていただきたいと思っております。以上でございます。

○副会長（森 美和子君） 今の説明に何かご意見ございましたら。いいですね、確認です。

（「はい」の声あり）

○副会長（森 美和子君） それでは、2番目の議会改革白書2018への掲載内容の確認について、事務局より。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、お手元の資料1をごらんいただきたいと思えます。

議会改革白書に掲載する各種委員会・会議の決定事項ということで、今回につきましては予算決算委員会で、30年の1月19日でございますけれども、歳入の審査について決定をいただいております。

内容といたしましては、従前は、歳入については総務分科会、こちらで審査をいただいておりますけれども、3月定例会からは各歳入はそれぞれ歳出を所管する部署が説明し、答弁を行うこととし、分担も総務一括から各分科会に分担することとしたということで、決定事項ということでさせていただきます。以上でございます。

○副会長（森 美和子君） この点もよろしいですか。3月定例会からということで。

（発言する者なし）

○副会長（森 美和子君） じゃあ、きょうの議題に移らせていただきます。

1項目めの新たな項目の必要性について検討、これは都市マスの関係ですね。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、お手元の資料2、あるいは資料2-1をご説明させていただきたいと思ひます。

資料2につきましては、先ほど前回の振り返りの中でも述べました、前回都市マスタープランを議決事件とすることを確認いただいておりますので、これについてはごらんおきいただきたいと思ひます。

そして、資料2-1でございますけれども、その議決事件とすることをご確認いただきましたので、亀山市議会基本条例の一部改正を今後していく形になります。これにつきましては、きょう検討部会で最終この新旧対照表で条文を確認いただいて、そして20日の議会改革推進会議のほうで最終確認いただきましたら、3月定例会最終日に一部改正を提案していくという形で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、資料2-1を少し説明させていただきたいと思ひます。

まず改正前、右側の改正前のところを見ていただきたいんですが、今、議会の議決事件といたしましては総合計画の基本計画がうたってあるのみでございます。条文といたしましては、「法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、亀山市総合計画条例第2条第3号に規定する基本計画の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止とする。」という形になってございますが、これに加えまして都市マスタープランを入れていくということで、改正後のほうを見ていただきたいと思ひんですが、一度ちょっと朗読させていただきますと、「法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げる計画又は方針の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止とする。」という形にしまして、まず1号といたしまして、「亀山市総合計画条例第2条第3号に規定する基本計画」、これは今まである総合計画の基本計画でございます。そして、第2号といたしまして、これが都市マスタープランに当たりますけれども、「都市計画法第18条の2第1項の規定により定める都市計画に関する基本的な方針」という書き方をさせていただきます。

それで、前回までにお配りした他市の事例なんかを見ますと、ダイレクトに都市マスタープランという書き方をしておる市も幾つかあったかと思ひますけれども、その下の都市計画法を見ていただきますと、都市計画法の第18条の2でございますが、市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとするという言い回しがしてございますので、この言い回しをそのまま議会基本条例のほうにも当てはめたという考え方で、このように改正をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○副部会長（森 美和子君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） まず1点目、今回号建てにしておりますのは、1号、2号、今後追加も十分考えられるということで、今回は先行して都市マスタープランを入れるということだったと思ひます。これは、来年3月策定という時期がもう決まっておりますので、今回これだけ先行して入れるということで、今後の追加については、これからまだ検討されるだろうということで、いつでも追加ができるような形で号立てで、次があれば3号というふうな形でいけるんじゃないかということで、こういう表現にしております。

それともう一点は、次に掲げる計画または方針という言い方をしておりますけれども、今回これは

2本しかございませんので、明確に計画または基本方針から取った方針というふうな表現をしておりますが、今後ここがもし、いろんなことでふえてきたら、最終的には計画等というふうな言い方でまとめていくことも十分考えられるということで、もう今回は2つしかないから、もう明確に計画または方針という形で明記いたしました。以上です。

○副部会長（森 美和子君） 今の事務局の説明に対して、何かございましたら。よろしいですか。都市マスという言い方をしないで、亀山市はこの都市計画法に沿って条文に載せていくということで、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○副部会長（森 美和子君） ありがとうございます。

そうしましたら、これを20日の推進会議にかけて定例会の最終日に上程するという。上程するのは誰がやるの。議運。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 議会の例規ですので議運のほうで。

○副部会長（森 美和子君） はい。じゃあ、この件は終わらせていただいて。

次の（2）の長期欠席者への対応について、事務局より説明をお願いします。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、お手元の資料3、あるいは3-1、3-2を使いながらご説明をさせていただきたいと思います。

資料3につきましては、前回も検討部会で議論しましたよという経過が載っておるだけです。割愛をさせていただきます。

お手元の資料3-1、A3の横長でございますが、これは従前から使っておる表でございますけれども、これをごらんいただきたいと思います。

まず確認でございますが、一番最後のページを見ていただきたいと思います。

前回、疑義の決定あるいは委任という部分がまだ確定しておりませんでしたので、ご議論をいただきました。そして、この部分については鳥羽市の案をそのまま持つてくるということでご確認いただきましたので、第6条として、「この条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する」と。そして、第7条、委任として、「この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める」ということで、亀山市案の中に埋め込みをさせていただいております。

それと、その下の減額の効力の部分でございますが、これにつきましては桑名市さんのみが設けておまして、その桑名市でいいますと、減額とされていた議員が再び議員の資格を得た場合は、任期中の減額の効力は及ばないものとするということで丁寧に書いてあったんですけども、これについては任期が終われば、それは自動的になくなるものということで、あえて書かないということで、これも確認をいただいておりますので、これは不要ということでございます。

その他の項につきましては、これは桑名市は、疑義の決定、委任の部分がありませんのでその他の項に入れておるだけということで、これについても亀山市案については不要といたしますか、既にその上で述べておりますので、特に入れないということでご確認をいただいております。

そして、戻っていただきまして、きょうちょっとご議論いただきたいのが、前回、まず2つばかり宿題を頂戴してございます佐賀県との比較の中で、次、資料3-2を見ていただきたいんですが、今

までの亀山市案につきましては、この減額の対象となる会議等というところに委員の派遣、あるいは議員の派遣、そういったことが入ってごさいませんでした。そして、ご議論いただいた中では、これは入れていくべきやということでご確認はいただいたわけなんですけど、どういう形で入れていくのか、一度この3-2を見ていただきますと、多久市ですと定義のところ、第2条でございしますが、「会議等 次に掲げる会議又は活動をいう」ということで、アからオまで箇条書きというか、そういう書き方をしてあります。そして、真ん中の武雄市につきましては、議員報酬の減額という部分に埋め込む形で、「本会議、武雄市議会委員会条例に規定する委員会、地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場、同法第100条第13項に規定する議員の派遣及び武雄市議会会議規則第106条に規定する委員の派遣を欠席した場合は」云々という書き方。それと、唐津市につきましても、これも議員報酬の減額のところに埋め込む形で記述がされております。

そして、これを受けまして亀山市はどのような書き方をするか、事務局一度提案をしてくれということで宿題を頂戴しましたので、3-1に戻っていただきまして、亀山市案の第2条、定義のところでございますが、ここに多久市のように箇条書きで1、2、3、4、5という形で併記をさせていただく形を一旦とらせていただいております。

一度朗読をさせていただきますと、第2条といたしまして、「この条例において、「議会の会議等」とは、次に掲げる会議等をいう」ということで、1といたしまして、議会の定例会及び臨時会の会議、それと2といたしまして、亀山市議会委員会条例の規定により設置された委員会の会議、3といたしまして、亀山市会議規則第157条に規定する協議等の場の会議、それと地方自治法第100条第13項の規定による議員の派遣、それと5といたしまして、会議規則第100条の規定による委員の派遣という形で、今まで議員の派遣、委員の派遣については入れておりませんでしたけど、その2つを入れて、なおかつ箇条書きにするような形で定義の中に入れるというスタイルで作り込みをさせていただきます。

その中でちょっと1点、前回の説明の中で議員の派遣についてなんですけど、ちょっと事務局説明の中で各種審議会とか、そういったものへの派遣というような説明をさせていただいたかと思うんですが、ちょっとそこの議員の派遣の考え方につきましては会議規則の第158条、これをちょっと朗読をさせていただきたいと思うんですが、法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは議会の議決でこれを決定すると。ただし、緊急を要する場合は議長において議員の派遣を決定することができる。そして、その法第100条第13項というのがどんなものかといいますと、地方自治法でございしますが、議会は議案の審査または当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために他議会において必要があると認められるときは、会議規則の定めによることにより議員を派遣することができるというふうになっておりまして、いわゆる審議会への派遣とかそういうことではございませんで、亀山市議会として他の市議会へ議員を、委員会ではなくて調査・研究、あるいは視察、あるいは陳情とか、議長公務とは別に、ある議員の方を指名して、そういったものに行きこいというふうな派遣する場合にこれが適用されるということでございます。

ですので、佐賀の何市かにも確認いたしましたけれども、ここでいう議員派遣の中に各種審議会とか、あるいは監査であるとか広域とか、そういったものについては当該市議会の議会活動ではないので、それは全くこの中では考えていないという回答もちょっと得ておりますので、その辺も含めまし

て、この条文のうたい方について、まずもってちょっとこのところについてご議論をいただきたいと思います。以上でございます。

○副部会長（森 美和子君） 今説明があった中での、2条の5号の会議規則第100条の規定による委員の派遣は視察に当たるけど、この4号の議員の派遣というのはまた全然違った意味での派遣になるみたいで、今までそういう例があったのかどうか、何かありますの。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） ちょっと当市議会では、事例はございません。そして、5号の委員の派遣につきましては、森副部会長がおっしゃったように所管事務調査での委員会の視察とか、そういったものが該当しようかと思えます。

それで、他市の事例を見ておっても、なかなかこういうもんやというのが出てはこないんですけど、横浜市とか、名古屋市とか、そういった大きな市が何か大きな万博を開催するとか、そんなんで海外に派遣するとか、そんなのが会議録とか見ておると出てきたりもしてありますし、もうちょっと小さいところでも調査をすれば出てくるのかわかりませんが、ぱっと出てきたのはそういうものが幾つか、海外派遣の事例がたくさん出てきてはありましたけれども。

○副部会長（森 美和子君） 今、事務局より説明をもらいましたけど、何かありましたら。

今岡委員。

○部会員（今岡翔平君） 上げてもらってある内容はいいと思うんですけど、例えばその監査委員さんが、考えにくいと思うんですけど、監査委員が受けた監査の仕事をずうっと休んで、だから議会は出るけど監査のことにことごとく行かないとか、広域連合とかに出ないとか、そういうことに関して罰則は、ここでは何も規制を加えられないということですかね。

○副部会長（森 美和子君） あれは派遣先でのじゃないんですか。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） 佐賀のほうにお伺いもしたんですけども、それは派遣先という形に考えられるかと思えますので、この議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、この中では全く考えていない、対象外という考え方をしておるということでございます。

○副部会長（森 美和子君） よろしい。あとほかに。

高島委員。

○部会員（高島 真君） 先ほど、最初は何のこととおったんですけども、いろいろかみ砕いて説明をいただきましたので、僕はもうこれで全てを網羅しておるのかなあと。先ほど言われた、今岡委員が言われたことも、派遣先でのそういうことで縛りがかかってきておるのやったら、もうそれでいいんじゃないかと私は思いました。

○副部会長（森 美和子君） よろしいですか。

そうしましたら、亀山市議会ではちょっとこの4号というのは考えにくいですけど、一応入れておくということでもいいですか。

（「はい」の声あり）

○副部会長（森 美和子君） そうしたら、今の件についてはご確認いただきましたので、次について、高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、引き続きまして、資料3-2をごらんいただきたいと思

うんですが、もう一つ、前回宿題を頂戴しておりましたのが適用除外の部分で、3市見ていただきたいんですけども、多久市については公務上の災害、適用除外の一番上のところでございますが、公務上の災害といううたい方がございます。そして、武雄市につきましては、公務または通勤による災害、そして唐津市につきましては、唐津市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき認定された公務または通勤による災害という3市ばらばらの書き方がございます。そして、公務または通勤という部分について、公務に通勤が入るのではないかと、その辺についても少し整理、調査をしてほしいということで宿題を頂戴いたしました。

それで、ここの部分なんですけど、まずもって、公務という部分に通勤は入らないということでございます。ですので、公務の災害と通勤による災害は分けて考える必要があるということ、多久市については公務上の災害しか書いてないやないかというように読み取れるんですけども、実は、定義のほうに戻っていただきますと、定義の3号のところ公務上の災害を定義づけしております、ここにに基づき認定された公務または通勤による災害というふうに、通勤ということを入れて定義づけをさせていただきます。

ですので、公務の災害と通勤の災害は分けて考えていただく必要があるということ、資料3-1に戻っていただきまして、そのことを踏まえて亀山市案の適用除外のところを見ていただきたいと思っております。3枚目になるかと思っておりますが、ちょっと朗読をさせていただきたいと思っております。

第5条といたしまして、「議員が次に掲げる事由により議会の会議等を欠席した場合は、当該欠席期間は、長期欠席期間には含まない」ということで、第1号といたしまして、「亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により認定された公務上の災害又は通勤による災害」といううたい方がございます。それで、この亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例というものがございまして、それをそのまま引っ張ってきて、ここに定められた公務上の災害または通勤による災害といううたい方をさせていただいております。

ということでございますので、この適用除外の書き込みについても公務災害の部分はこれでいいのか、他の適用除外の部分についても、前回、一応こういって決定はいただきましたが、ご確認をいただきたいと思います。以上でございます。

○副部会長（森 美和子君） これは、下の線が入ってある5条のところは、前回まではこの書き方だったんですか。ちょっと女性のことも書いてなかったということですね。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） 見え消しでしてあるところが前回までの亀山ということで、前回まではその公務上の災害等という言い方がまずしてあったということ、女性議員の出産がうたってなかった。それと、感染症の予防云々ということもうたってなかったということで、この公務上の災害については整理をさせていただいたといったところと、女性議員の出産、あるいは感染症の予防、この辺については佐賀10市と比較をした中で、これは入れ込むべきであるということで前回ご確認をさせていただきましたので、このような形で書き込みをさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○副部会長（森 美和子君） 今の点について、何かご意見ございましたら。

議長。

○会長（西川憲行君） この通勤というのと、あと議員としての活動をしていたというのはイコール



にならないと思うんです。例えば自治会の総会へ行くとかというのは通勤ではないと思うんですけど、その点について、前も一回意見を言わせてもうたんですけど、その点どうですか。

○副部長（森 美和子君） 高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） 済みません、その点についても、前回ご質問をいただいておりますので確認をとらせていただいたんですが、あくまで正式に認められた会議等に出席する場合の通勤途上ということですので、議会活動ではなくて議員として地域へ行っていただくとか、日常的に議会のほうへ顔を出していただいて活動するということは該当しないということで確認をさせていただきます。現状では入っていないということでございます。

○副部長（森 美和子君） 今岡委員。

○部会員（今岡翔平君） 議長がやむを得ないと認める場合というのでかなりカバーできるんじゃないかなあと思うんですけど、いかがでしょうかね。

○副部長（森 美和子君） ほかにご意見ありますか。

暫時休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時41分 再開

○副部長（森 美和子君） 検討会部会を再開いたします。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） 先ほど来の議論の中で適用除外の4号、「前各号に掲げるもののほか、議長がやむを得ないと認める事由」というところで、正式な会議として位置づけがない会議とか、あるいは議員活動云々というのを解釈していったらいいのではないかというような意見等々頂戴いたしましたけれども、まずもって定義の中で、ちょっと再度の確認になりますけれども、定義の中で、「この条例において、「議会の会議等」とは、次に掲げる会議等をいう」ということで、定例会及び臨時会の会議、あるいは委員会条例の規定により設置された委員会の会議、会議規則に規定する協議等の場、あるいは地方自治法第100条第13項の規定による議員の派遣、あるいは会議規則の規定による委員の派遣ということで、対象がもうこれだけしか、減額の対象になることがこれだけしかありませんので、そもそもこの今の形からいくと、議長がやむを得ないと認める事由のところでは正式な会議でない会議とか、あるいは議員活動という議論にもなっていないのかなあというところがございます。

○副部長（森 美和子君） 2条に規定をされているので、それ以外の議員として活動していることは、この第4号には当てはまらないという話やったね、今の高野さんの説明は。違うの。

議長。

○会長（西川憲行君） 今言われたように、2条に定義されている会議等というのは、上の段で、その会議等を長期間欠席した場合における議員報酬で、この会議を欠席した人には議員報酬の減額をしますよという条例を定めますという話であって、この会議に来る途中で災害に遭う、遭わんということ定義している定義ではないわけですよ、これは。公務災害の中で。

今言っているのは、この会議を欠席したら、まずは減額の対象になる、初日が何月何日の検討部会ですよというのがここに掲げる第2条の定義であって、来る途中で災害に遭う遭わんという定義ではないわけですよ、これは。だから、それはちょっとずれておると思う。

○副部会長（森 美和子君） ちょっと暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

午前11時08分 再開

○副部会長（森 美和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど、皆様からいろいろな議論があった適用除外については少し宿題がありますので、議長がやむを得ないと、この4号に関しては各会派に持って帰っていただいて、少し議論をしていただいて、次のときに持ってきていただくような形でお願いをしたいと思います。

あともう一つ、この件についてはありますので、事務局より説明をさせていただきます。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） 先ほどの副部会長がおっしゃっていただいた適用除外の部分については、他市の事例についても調査をして、次回お示しをさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

それと、最後にもう一点なんですけれども、資料3-1の2枚目、第3条のところを見ていただきたいと思ひます。

これについては、ちょっと議論が立ち返る形になってしまっただけなんですけれども、亀山市案を見ていただきますと、第3条といたしまして、「議員に長期欠席期間が生じたときの議員報酬の額は」といううたい方がございます。他市を見ますと、議員が疾病その他の事由により議会の会議等を長期欠席したとき、あるいは自己都合、疾病その他の事由により議会の会議等を長期欠席したとき、あるいは自己都合、疾病等により、自己都合、疾病等によりというふうに、ちょっと事例があつて長期欠席期間といううたい方がございます。

亀山市がこういうふうにさせていただいた今までの議論の経緯といたしましては、特にもうこんな理由を列記する必要はないのではないかと。多治見市さんを見ますと、議員に長期欠席期間が生じたときと、もう長期休んだという事実のみを捉えるということで、特に事例を列記する必要はないのではないかとということで結論づけていただいております。ちょっと多治見市さんの条文を再度立ち返って読んでおりましたら、1枚目の定義のところを見ていただけますでしょうか。多治見市さんは、定義のところ長期欠席期間ということで、「議員が、本人の意思によるか否かにかかわらず、疾病その他に事由により」というふうな書き込みがされておりました。

ですので、ちょっとうち以外を見ると、長期欠席とは何ぞやということ若干触れつつ、事例を出しつつ、長期欠席期間はという言い方がしてありますので、再度ちょっと、何もなしで長期欠席という言い方をするのか、それか事例を1つ2つ上げて長期欠席期間という言い回しをするのか、その辺ちょっと再度ご議論いただきたいなと思ひます。

○副部会長（森 美和子君） ちょっと今の事務局の説明を聞いて、いかがでしょうか。ご意見いただきたいと思ひます。

議長。

○会長（西川憲行君） もうこれも、議論を積み重ねてきた上で、この条文でシンプルにしていこうということで結論づけているものなので、もう一回これは議論し直すとなると、またほかの市の条文にこんなん書かれているということを見出したらもう切りがないので、一旦決めたことは決めたこととして、一回この条例案は完成形をつくりましょう。

それでまた、今後問題が発生してきたらまた改正というのもあり得ると思うんで、前の議論を蒸し返すということは、もうしないほうがいいのかなあと思います。

○副部会長（森 美和子君） 高島委員。

○部会員（高島 真君） これでいって、僕は高野さんは確認の意味でという感じで捉えたので、もうこれはこれでいってもいいんじゃないかなあと思うんです。それで不都合が出てきたら不都合が出てきたときに考えればいいだけのことで、まず不都合はないやろうなあとと思っております。

○副部会長（森 美和子君） ほかに。

（発言する者あり）

○副部会長（森 美和子君） その他の事由というのが、2ページ目の議員報酬の減額のところに全部載っているんですわ。でも、亀山市は多治見市に倣ってここに入れなかったんですわ。そうすると、多治見市はその前に入っておったという話だったので、結果的には全部の市が入っていたんだけど、亀山市だけ入れなくていいのかどうかというのが今の議論なんです。

（発言する者あり）

○副部会長（森 美和子君） いやいや、ここに載っているという話。1ページ目の一番下のところに、本人の意思にかかわるか否かにかかわらず、疾病その他の事由によりということ定義づけされておるとのことよ。亀山も入れるのか入れないのか、もうそのままにするのかということです。

西川議長。

○会長（西川憲行君） その当時の議論が、もう結局、本人の意思にかかわらずということが入っていたので、疾病であっても災害であっても、それはもう仕方がないので。それで、減免のところで救済措置はあるんやで、それでいいんじゃないかという議論やったと思うんですけど。

○副部会長（森 美和子君） 本人の意思にかかわらずというのは、どこに入っておるの。

西川議長。

○会長（西川憲行君） 他市の、今の多治見市なんかでもそうですけど、本人の意思によるか否かにかかわらず、疾病その他の事由により市議会の会議等を欠席した日からというのが、この定義の中の2条の第2項に書かれておるわけですよ。そうやもんで、もう本人の意思も関係ないんやったら、いかなる理由であれ、とりあえず欠席したら減額の対象として規定しましょうというのがあの当時のときの議論やったと思うんです。

それを救済のところで、公務とかやったらやむを得ないよねというのがまた後から出てくるんで、適用除外があるのでそれで、だから最初は全部網かけをば一んとしましょう、でもその中から、個別にこの人はこうこうこういう理由やで仕方ないなあとというのは、また見たらいいんじゃないのという、産休も含めてですけど、そういうことでした。

○副部会長（森 美和子君） あとほかに、ご意見いただきたいと。

入れなくていいというものなのか、ちょっとそのときの議論は、残ってはるのは議長と高島委員だけだったので。副議長。

○副会長（岡本公秀君） 僕もそのときはここにおったわけですが、もう理由のいかんにかかわらず欠席という事実をまず問題にして、そこから始めようということ、だからそういうふうな前置きみたいなことですよ。疾病その他云々というのは、一つ例には、だからそんなもんなくても、要は長期欠席という事実があったら、それをもとにしてやるかということ、こういうふうな文言になった

と思うんですよ、当時のことはね。

○副部会長（森 美和子君） それを踏まえて、お二人いかがですか。もうそれでいくのか。  
今岡委員。

○部会員（今岡翔平君） これまでの議論を踏まえて、特にほかの条項でカバーができていると考えるので、長期欠席期間についての定義づけは必要ないかなあというふうに考えます。

○副部会長（森 美和子君） 中村委員。

○部会員（中村嘉孝君） 僕も同じで、これも長期欠席期間というのは含んだ上でのこの条文やで、それでええと思いますけどね。そういうふうに理解したらあかんかなあ。

○副部会長（森 美和子君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 今の亀山市の第3条の案ですけれども、これは実際に、多治見市でいこうということでこうやってしたわけですけど、多治見市はその前に規定があったということですので、それをもう書かずにということでいくと、ちょっとこの第3条の文面については、今いきなりこの長期欠席期間というふうな言い方が出てきていますけれども、普通でいくと、議員が議会の会議等を長期間欠席したときのとか、そんな表現のほうが、多分そっちのほうになってくるのかなあという気がしますので、ちょっと条文は一度整理をさせていただきます。ちょっと今の場合だと、いきなりこの長期欠席期間という言葉がちょっとひっかかりますので、その辺は一回精査します。

○副部会長（森 美和子君） そうしますと、皆さんのご意見としてはもう入れなくていいんじゃないかなと、自己都合とか疾病とかという言葉は入れる必要はないと、もう全てが長期欠席とみなすという形で定義づける必要があるということ、あとこの亀山市案ではちょっとそれを、このままでいくと少し読み込みが難しいので、条文だけ少し整理をするということで次に送りたいと思いますので、それはご了承願いたいと思います。

じゃあ、この項については終わらせていただきます。

最後、機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について、事務局より説明いただきます。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、お手元の資料4をごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、一旦議論をストップしておいた案件でございます。今後、委員会、委員の任期を議論していくということで、4月以降、機構改革があるので、その機構改革を踏まえて2委員会にするのか3委員会にするのか、あるいは今の現状の3委員会制の検証をしていこうということで、議論としては一旦ストップをしておいた案件でございます。

それで、きょうちょっと議題に上げさせていただきましたのは、資料4-1をごらんいただきたいと思いますと思うんですが、先日の代表者会議で、新しい執行部の組織の所管分けをどうするのかという議論をしていただきました。それで結局、今までどおりということで部単位で、課では分けないというような議論の中で、今4-1、着色をさせていただいておりますけれども、水色の部分が総務委員会が所管する部分、そしてピンク色の部分、これが教育民生委員会が所管する部署、そして黄色の部分が産業建設委員会が所管する部署ということでございます。

それで、見ていただいてわかりますように、やはり教育民生委員会がかなりボリュームが多いような状況が見えていただけたと思います。グループの数で言わせていただきますと、総務については25ございます。そして教育民生委員会については32、そして産業建設委員会については15のグルー

プということで偏りがあります。

それで、総務25と言いましたけれども、そのうち15グループが消防、そしてその中の15のうちの9が消防署ですので、ほぼ事務分掌的には1つと考えられることから、総務は実際25と言いつつ10ちょっとぐらいの感じなのかなあというところでございます。

それで、一旦代表者会議のほうで、この区分けで来期についてはやっていくということでお決めいただいたので、これを今からどうこうという議論ではないんですが、その機構改革、あるいは3委員会の検証していただくに当たって、今現状こういうふうなボリュームの偏りがありますよということを踏まえて今後ご議論をしていっていただきたいなあということで、この表を示させていただいたということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○副部会長（森 美和子君） 皆様にちょっと意識をしておいていただきたいということで、今回は代表者会議でももう決まりましたし、皆さんにも示させていただいたように通常どおりでいくということはもう決定をされましたので、今後のことですけど、やっぱりこれだけのグループ数もかなり違ってくるということなので、今後、委員会をどうしていくのかという議論も多分起こってこようかと思ひますので、少し意識をしておいていただきたいということで資料をつけさせていただきました。きょう議論いただくという内容ではないということで。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 代表者で議論はいただきましたけど、あくまで議会運営のことですので、今度の16日の議会運営委員会で一度議論をしていただいて、ここで決定をいただいて、その後、全員協議会の場で説明をさせていただいて、できれば当然、これはもう全会一致で持っていくべきものですので、全協の協議事項の場で説明をさせていただく予定をしております。3月定例会の閉会日に提案を予定しております。

きょうここでお示しをしたのは、やはり今回の機構改革とうちのこの3つの常任委員会の関係が、もう大分ずれてきておるといふか、合わなくなってきたおるといふちょっとこういう現状を一度ごらんいただいた上で、今後の委員会構成を検討いただきたいということでお示しをさせていただきました。以上です。

○副部会長（森 美和子君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○副部会長（森 美和子君） じゃあ、意識をしておいていただくということで終わらせていただきます。

その他の項ですけど、ほかに何かございましたら。

（発言する者なし）

○副部会長（森 美和子君） なければ、以上で第51回の検討部会を終了させていただきます。大変にありがとうございました。

午前11時27分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 30 年 2 月 14 日

議会改革推進会議検討副部長 森 美和子